

保険診療を受けられるみなさまへ

# 退職などにより資格を失ったときは 保険証を使用できません!

- 退職やご家族の就職により保険証が変わったときは、  
速やかに今お持ちの保険証を返却し、新しい保険証を提示しましょう
- 業務上での病気・けがや通勤災害にあったときは、保険証を使用できません
- 交通事故等で保険証を使用するときは、  
医療保険者（保険証の発行元）に事前の届出が必要です

その都度必ず  
保険証を提示しましょう

70歳以上の方は「高齢受給者証」  
も忘れずに提示してください

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00123
	平成20年10月14日交付	
	記号 11010203	番号 123456
氏名	ケホ タロウ 健保 太郎	性別 男
生年月日	昭和 49年 5月 24日	
資格取得年月日	平成 20年 10月 10日	
事業所所在地	港区〇〇〇1-2-3	
事業所名称	<input type="checkbox"/> 株式会社	
保険者番号	0110110111	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 支部	
保険者所在地	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/>	

ご注意ください!

使用できない保険証で  
受診された場合は、  
保険適用された医療費をご返還  
いただくこととなります。

## 保険証の返却先

- 退職や転職するとき…退職した勤務先へ返却
- 就職などにより扶養から外れるとき…被保険者の勤務先へ返却
- 任意継続保険料を納め忘れたなど、  
任意継続加入者の資格を失ったとき…協会けんぽへ返却

お持ちちなせえ〜